

第2次 安平町男女共同参画基本計画



安 平 町
平成31年 月

はじめに

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した現代社会にとって、多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく基本計画の策定や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションを始めとする様々な取組を進めたことにより、社会全体の女性活躍の動きが拡大し、平成27年8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）により、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

安平町においては、平成23年に安平町男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向け、一人ひとりが考え、お互いを思いやるパートナーシップを持って行動することが大切であるとして、施策を推進してきましたが、この間、時代の変化により生活と仕事の調和（ワークライフバランス）の推進や、あらゆる分野における女性参画の推進、子育てしやすいまちづくりの推進など、新たな視点も生まれて来ました。

こうした状況を踏まえ、国の第4次男女共同参画基本計画を参酌するとともに、北海道の取組や新たな視点を加え、第2次安平町総合計画、町政執行方針などを組み入れた、今後の男女共同参画社会の形成に向け、第2次安平町男女共同参画基本計画を策定することといたしました。

この基本計画では、一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指すとともに、女性の社会進出、子育てと仕事が両立できる社会の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重しつつ、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に対する理解や促進に向けた取組を進めていくこととしました。

今後は、この基本計画をもとに、町民の皆様をはじめ各企業や関係機関及び団体の方々と連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成31年 月

安平町長 及川 秀一郎

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	- 1 -
1 計画の概要	- 2 -
2 計画の位置づけ	- 2 -
3 計画の期間	- 3 -
4 男女共同参画の背景.....	- 3 -
第2章 安平町の現状と課題.....	- 6 -
1 人口と少子高齢化	- 7 -
2 出生件数、合計特殊出生率の推移	- 8 -
3. 各分野での女性の参画状況	- 9 -
4. 男女共同参画のための課題	- 10 -
第3章 計画の体系.....	- 12 -
基本方針Ⅰ 男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり	- 14 -
基本的方向① 男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進	- 14 -
基本的方向② 男女共同参画に向けた教育の推進	- 16 -
基本的方向③ 人権尊重の意識づくり	- 18 -
基本方針Ⅱ 性別に関係なく社会参画できるまちづくり	- 20 -
基本的方向① 政策・方針決定機関への女性参画の推進.....	- 20 -
基本的方向② 男女共同参画に向けた行政の推進	- 22 -
基本的方向③ 就労の場における環境の整備	- 23 -
基本的方向④ 男女の仕事と家庭生活の両立の支援.....	- 26 -
基本方針Ⅲ 地域で支え合い安心して生活できるまちづくり	- 28 -
基本的方向① 相談支援体制の充実	- 28 -
基本的方向② 生涯にわたる総合的な支援体制の推進	- 30 -
基本的方向③ 生涯学習の推進、充実.....	- 32 -
基本的方向④ 地域における男女共同参画の促進	- 34 -
資 料 編.....	- 36 -
実施事業一覧.....	- 37 -
【基本方針Ⅰ】	- 37 -
用語説明	- 47 -
計画の推進体制.....	- 48 -
安平町男女共同参画基本計画策定経過	- 49 -
第1次男女共同参画事業実施状況一覧.....	- 49 -

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別的差別を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を言います。この男女共同参画社会の実現に向け、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが行われてきました。

しかし、意識や社会慣習の上で男女の固定的な役割分担に関する考え方が根強く残っており、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

男女共同参画社会の実現を図るためには、多種多様な職業の選択ができ、そして介護や育児、社会参加活動などと仕事の両立が可能となる総合的な支援策を推進するとともに、職場、地域社会、家庭内において対等な人間関係の構築が必要です。

安平町においても平成 23 年 11 月に基本理念や施策などを定めた「安平町男女共同参画基本計画」を策定し、性別に関係なく社会参画できるまちづくりの推進や、地域で支え合い安心して生活できるまちづくりなどの男女共同参画施策を総合的に推進してきました。

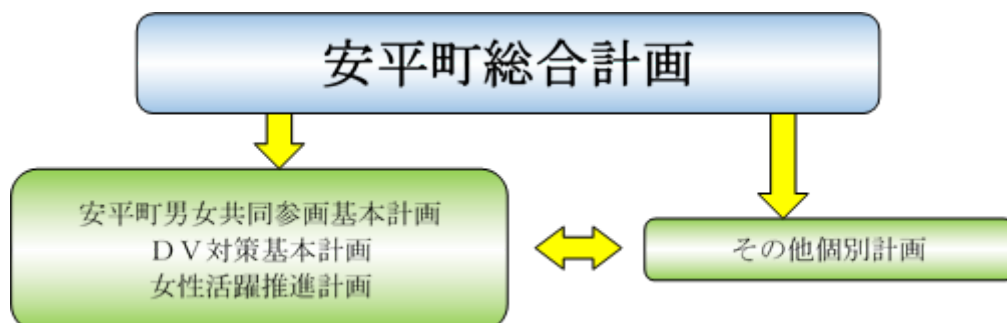
この間、平成 27 年 9 月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、仕事と家庭の両立に向けた環境整備など、職業生活における女性の活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

このような現状を踏まえ、これまで培ってきた男女共同参画の視点をしっかりと継承し、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「第 2 次安平町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画基本計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、本町が実施する男女共同参画及び女性活躍推進に関する施策並びに配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的に推進するための計画です。また、上位計画である第 2 次安平町総合計画やその他の個別計画と連携を図りながら推進します。

【安平町男女共同参画基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、2018 年度から 2023 年度までの5年間とします。ただし、施策項目などについては、社会情勢の変化や国及び道などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

4 男女共同参画の背景

(1) 男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

(2) 男女共同参画社会基本法

国では平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文において少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題としています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現は最重要課題と位置付け、基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために制定されたものです。

(3) 基本理念（法第 3 条～7 条）

- * 男女の人権の尊重
- * 社会における制度又は慣行についての配慮
- * 政策等の立案及び決定への共同参画
- * 家庭生活における活動と他の活動の両立
- * 国際的協調

(4) 国、地方公共団体、国民の責務（法第 8 条～10 条）

* 国は基本理念(基本法 3～7 条)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

* 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

* 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(5) 国の動き

国においては昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」を契機とした国際的な動きの中でわが国でも男女平等に関する法律や制度化が進展しています。

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、社会情勢の現状認識や基本法策定後の評価、反省を踏まえ平成 17 年に第 2 次計画、平成 22 年に 3 次計画、平成 27 年に第 4 次

計画が策定されています。

◆国の主な動き

昭和 50 年(1975 年)	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置
昭和 52 年(1977 年)	国内行動計画策定
昭和 60 年(1985 年)	男女雇用機会均等法成立 女子差別撤廃条約批准
昭和 62 年(1987 年)	西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定
平成 3 年(1991 年)	育児休業法成立
平成 5 年(1993 年)	パートタイム労働法成立
平成 6 年(1994 年)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置
平成 7 年(1995 年)	育児休業法改正（介護休業制度の法制化）
平成 8 年(1996 年)	男女共同参画 2000 年プラン策定
平成 9 年(1997 年)	男女雇用機会均等法改正
平成 11 年(1999 年)	男女共同参画社会基本法施行
平成 12 年(2000 年)	男女共同参画基本計画策定
平成 13 年(2001 年)	内閣府男女共同参画局設置、男女共同参画会議設置 配偶者暴力防止法施行、育児・介護休業法一部改正
平成 15 年(2003 年)	次世代育成支援対策推進法成立
平成 17 年(2005 年)	男女共同参画基本計画（第2次）策定
平成 19 年(2007 年)	「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 20 年(2008 年)	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律改正 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」
平成 22 年(2010 年)	男女共同参画基本計画（第3次）策定
平成 25 年(2013 年)	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律改正
平成 27 年(2015 年)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 男女共同参画基本計画（第4次）策定

（6）北海道の動き

北海道では、昭和 53 年の「北海道婦人行動計画」をはじめ、「北海道女性の自立プラン」、
「北海道男女共同参画プラン」と計画を策定し、様々な施策等を推進してきました。平成 13
年には「北海道男女平等参画推進条例」を施行し、この条例に基づき平成 14 年に「男女平等
参画基本計画」、平成 20 年に社会情勢の変化等を踏まえ「第2次男女平等参画基本計画」、平
成 28 年に「北海道女性活躍推進計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

◆北海道の主な動き

昭和 53 年(1978 年)	北海道婦人行動計画策定
昭和 56 年(1981 年)	北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和 62 年北海道女性の自立プラン推進協議会に改称)
昭和 60 年(1985 年)	北海道婦人問題研究懇話会(昭和 44 年設置)を北海道女性会議に改組
昭和 62 年(1987 年)	北海道女性の自立プラン策定
平成 7 年(1995 年)	北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 北海道男女共同参画推進本部の設置
平成 9 年(1997 年)	北海道男女共同参画プラン策定
平成 13 年(2001 年)	北海道男女平等参画推進条例施行 北海道男女平等参画審議会設置
平成 14 年(2002 年)	北海道男女平等参画基本計画策定
平成 16 年(2004 年)	「北海道男女平等参画チャレンジ賞」創設
平成 18 年(2006 年)	北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定
平成 20 年(2008 年)	第2次北海道男女平等参画基本計画策定
平成 21 年(2009 年)	第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定
平成 28 年(2016 年)	北海道女性活躍推進計画策定

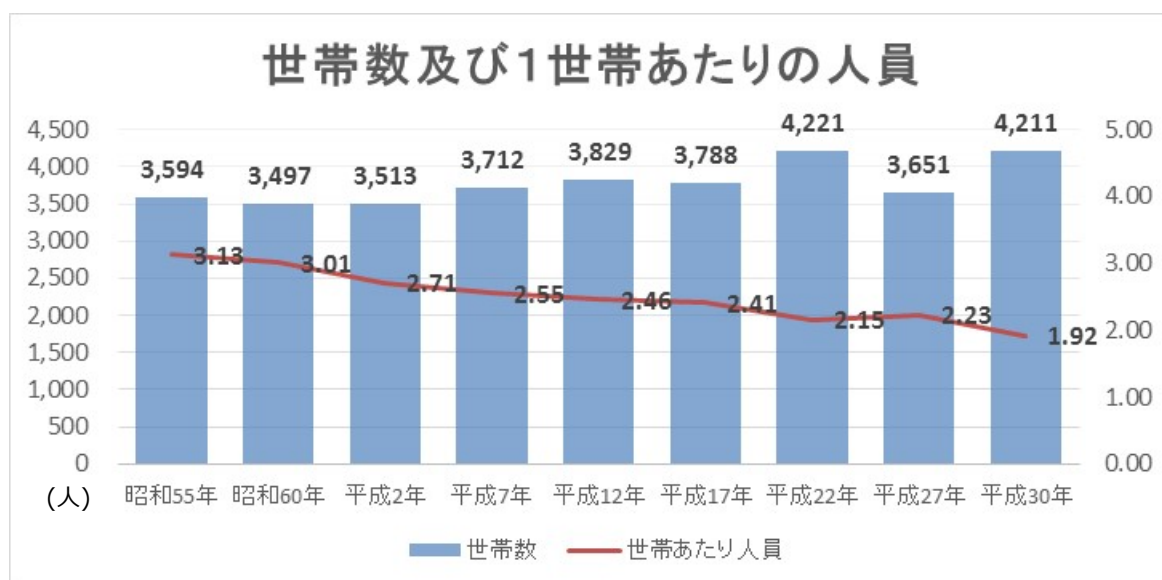
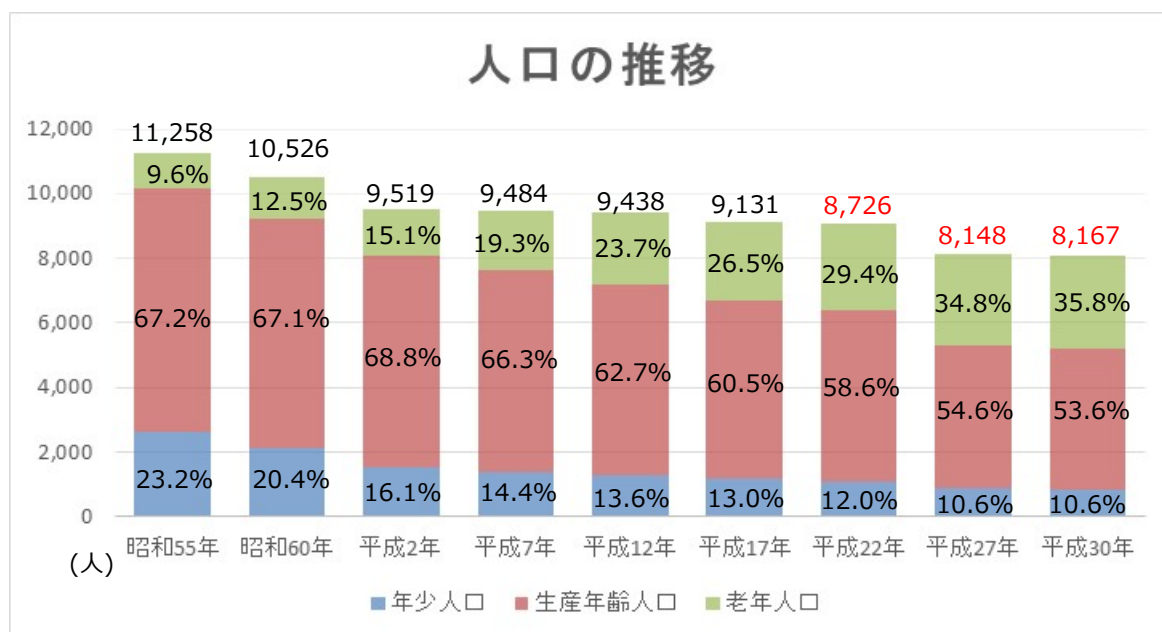
第2章 安平町の現状と課題

1 人口と少子高齢化

1 人口と少子高齢化

安平町の人口は、平成 30 年 3 月 31 日現在 8,101 人で、年々減少傾向をたどっています。年齢別に見ると、老年人口（65 歳以上）の割合が 35.8%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が 53.6%、年少人口（0 歳～14 歳）の割合が 10.6%となっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

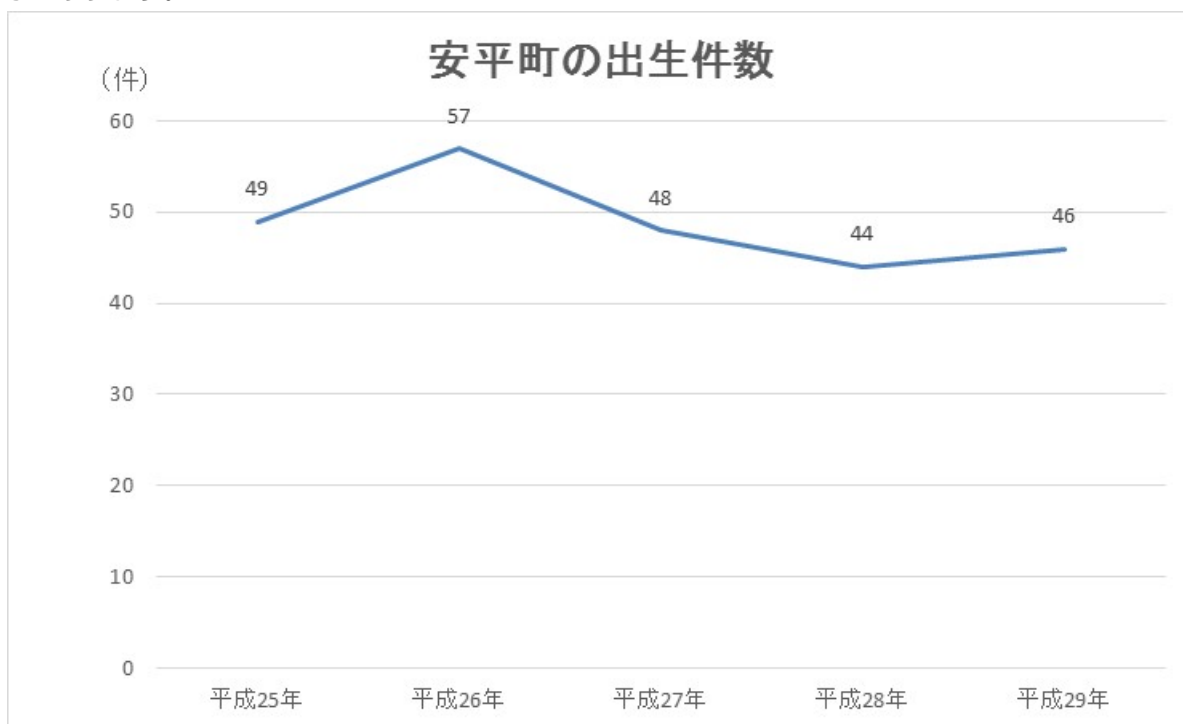
また、世帯数及び1世帯あたりの人員の推移をみると世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員は減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。今後もこの傾向は続いていくものと思われます。



* 資料 国勢調査（平成 30 年は住民基本台帳）

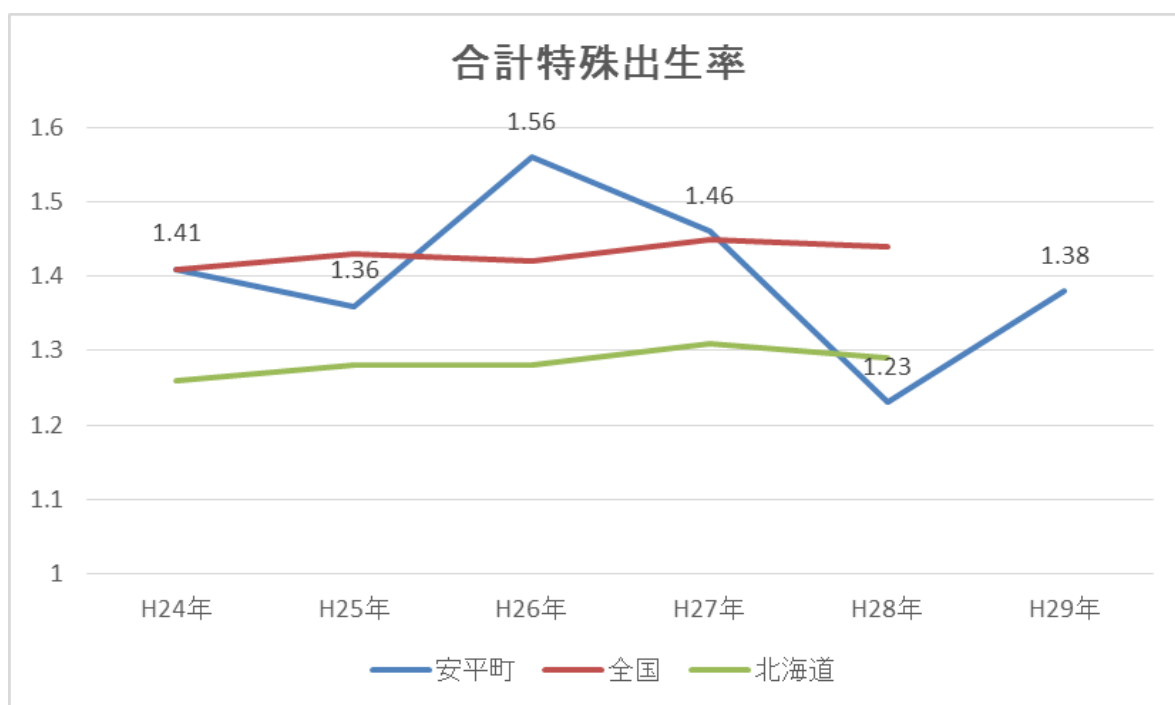
2 出生件数、合計特殊出生率¹の推移

安平町の出生件数の推移をみると、過去5年間の平均 50 件で推移しているが、近年は減少傾向にあります。



資料 住民基本台帳

過去5年間における合計特殊出生率では、平成28年は1.23と全国平均・全道平均を下回っておりますが、過去6年間は全国平均並みに推移しています。しかし、現在の人口を維持するには2.07が必要と言われており、全国、北海道、安平町のいずれにおいても低い水準となっています。

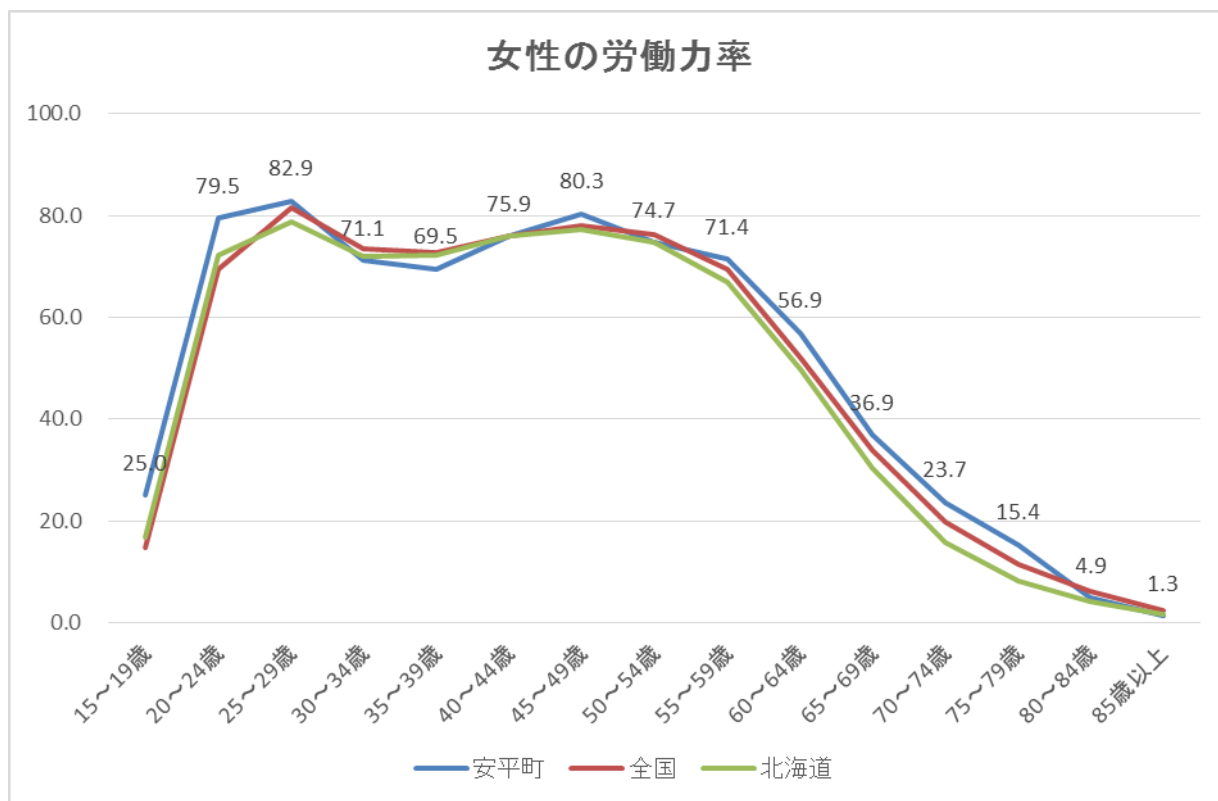


¹合計特殊出生率：15歳～49歳までの一人の女性が一生の間に子供を産む数の平均値。

3. 各分野での女性の参画状況

働いている女性の割合を表す労働力率ⁱⁱをみると、安平町においては46.4%となっており、全国の50.0%や北海道の47.2%と比較して、働く女性の割合が低くなっています。

また、結婚、子育て期に労働力率が低下するため、M字カーブを描いているのが特徴ですが、安平町は全国・北海道と比べて低くなる傾向があります。



資料 国勢調査（平成27年）

安平町の主な審議会等における女性委員の参画状況は、21.9%、消防団に占める女性の割合は8.8%、町議会の議員数については14.3%、町職員の管理職については2.6%、自治会長等においては2.9%となっております。北海道及び国の各審議会、団体における女性の登用状況の割合を見ると、消防団、議員数については、若干高い割合となっておりますが、他の審議会や各団体については低い水準となっており、いずれの機関においてもより一層の女性の参画が必要とされます。

各団体等における女性の参画状況（平成29年）

団体名	団体人員総数	女性人員数	安平町の割合	北海道の割合	国の割合
審議会等	333	73	21.9%	37.6	37.2
消防団	136	12	8.8%	7.6	2.9
議会議員	14	2	14.3%	12.9	13.1
町職員(管理職)	39	1	2.6%	4.8	4.1
自治会長等	34	1	2.9%	2.6	5.2

ⁱⁱ 労働力率：国勢調査において15歳以上人口に占める労働力人口（就業人口と完全失業者の合計）の割合。

4. 男女共同参画のための課題

国、北海道のアンケート結果推移や、各指標分析及び第1次計画における男女共同参画事業実施状況の検証結果から安平町における男女共同参画に関する課題を次の3つに集約します。

※資料編に【取りまとめ後】男女共同参画事業実施状況一覧を追加

（１）男女が認め合い、尊重し合うまちづくりが必要です。

国のアンケート結果の推移を見ると、男女共同参画の意識は年々浸透していることが分かります。しかし依然として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった従来の固定的役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画は女性のみの課題と認識されがちな現状があります。

安平町でも、各指標から分かるとおり、女性のまちづくり等への参画状況は国や北海道に比べ低くなっております。男女共同参画があらゆる年代、立場の方々に必要であるという認識の不十分さや、女性が社会参画に対して消極的であり、また、女性の意見が反映されづらい現状から女性のリーダーが育成されていない状況が予想されます。

少子高齢化が急速に進む中、今後は男女共同参画社会の実現に向けて、年齢や性別に関わりなくすべての住民が男女共同参画の理念や必要性を正しく認識し、積極的に考え、行動するまちづくりが求められています。特に今後のまちづくりを担う子どもや若者への教育により、改めべき習慣等を変えていく世代に育てていく努力が必要です。また高齢者においても、男女共同参画について正しく認識してもらうための学習機会が必要です。

さらに、女性に対する暴力や性犯罪が全国的に後を絶たず、深刻な人権侵害を引き起こしています。安平町においてもDV（ドメスティックバイオレンス）ⁱⁱⁱなどの暴力について、相談、支援の徹底、再発防止対策を関係機関と連携し根絶する取り組みをするとともに、人権侵害についても決して許さない地域社会や職場を目指し、相談、解決のための体制づくりや啓発活動が必要です。

（２）性別に関係なく社会参画できるまちづくりが必要です。

全国的な経済の低迷、家族形態やライフスタイル^{iv}の多様化の中で、男女共同参画社会を実現するには、男性、女性問わず誰もが役割と居場所のある地域社会の形成が重要です。そのためには職場や、地域における意思決定機関への女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動に対して多様な方々の参画が必要です。

安平町でも少子高齢化や核家族化が進み、家庭内での一人ひとりの役割も増えている中で、家事分担などにおいては、男性は就労で忙しく、育児、介護等は過度に女性に偏っている家庭の存在が予想されます。このような固定的役割分担が根強く残っている現状により、出産、子育てのために離職せざるを得ない状況となる女性も多いといったM字カーブ問題が安平町でも見られ、女性が働き続けられない環境であることが分かります。

ⁱⁱⁱ DV（ドメスティックバイオレンス）：夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DVに含まれます。

^{iv} ライフスタイル：生活様式、暮らし方。

今後は、性別に関わりなく全ての人が多様な生き方を尊重し、職場、地域、家庭などあらゆる場で活躍できる社会を形成するため、行政、地域の各種企業、団体が男女共同参画に対する意識の向上や、働き続けられる環境の整備、家庭内においても男性が積極的に育児、介護に参加していく体制づくりが必要です。

（３）地域で支え合い安心して暮らせるまちづくりが必要です。

男女共同参画社会の実現には、男女が共に各人の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別的役割にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることが必要であり、そのためには生涯にわたる学習の機会、能力開発の機会が求められます。

また、男女が身体的な性による違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識、情報を入手することは、主体的な行動や健康を享受できるようにしていく上でも必要です。特に女性は妊娠、出産を経験する場合もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、お互いに留意する必要があるといえます。さらに、妊娠、出産期だけではなく、乳・幼児期から高齢期等の人生の各段階に応じた健康上の課題についても留意し、一層の健康の保持増進が求められます。

また、単身女性世帯や母子世帯・父子世帯における経済的な問題については、以前から配偶者による扶養等がある標準世帯の陰に隠れ、社会的にも認識されにくい問題となっていました。単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつあります。こういった状況における世帯に対し生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、相談体制の充実や、総合的支援の充実など様々なサービス提供等が求められます。

このような現状に即し、学習、健康づくり、育児、就労等生涯における支援を進める必要があります。



第3章 計画の体系

【基本理念】

【基本方針】

【施策の基本的方向】

個人を尊重する成熟したまちづくり

基本方針Ⅰ

男女が互いに個性を
認め合い尊重し合う
まちづくり

- ①男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進
- ②男女共同参画に向けた教育の推進
- ③人権尊重の意識づくり

基本方針Ⅱ

性別に関係なく
社会参画できる
まちづくり

- ①政策・方針決定機関への女性参画の推進
- ②男女共同参画に向けた行政の推進
- ③就労の場における環境の整備
- ④男女の仕事と家庭生活の両立の支援

基本方針Ⅲ

地域で支え合い
安心して暮らせる
まちづくり

- ①相談・支援体制の充実
- ②生涯にわたる総合的な支援体制の推進
- ③生涯学習の推進、充実
- ④地域における男女共同参画の促進

基本方針Ⅰ

男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり

基本的方向①

男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進

〈現状と課題〉

- ・安平町では男女共同参画に関する啓発活動について、国や北海道の制度周知等に努めてきましたが安平町独自の活動は行っておりませんでした。
- ・国や北海道の男女共同参画に関するアンケート結果によると、様々な分野において、男性の方が優遇されているとの結果となっています。
- ・安平町の労働力率の指標や各団体における女性の参画状況を見ると、国や北海道に比べ低い水準となっており、従来の固定的な役割分担意識が未だ根強く残っていることなどから、男女共同参画が進んでいない現状が予想されます。
- ・このような現状を踏まえ、様々な機会や媒体を通じて啓発活動や情報提供を行い、地域社会、職場、家庭内での意識改革を進めていく必要があります。

〈施策項目〉

(1) 広報・町ホームページ等による情報提供及び啓発

- ・広報あびら、町ホームページ等により、男女共同参画に関する情報提供、啓発

●町の取組み（主要事業）

- ・広報あびら、町ホームページ、あびらチャンネルを活用した番組による啓発活動、情報提供を行う

(2) 情報収集・提供の充実

- ・男女共同参画について国、北海道、他地域の最新情報、制度等の情報提供
- ・様々な媒体や機会を活用しての啓発

●町の取組み（主要事業）

- ・男女共同に係る推進状況の把握及び情報提供
- ・先進事例の調査、把握及び情報提供

- ・啓発用パンフレットの作成

(3) 性別的な役割分担に対する意識の見直し

- ・固定的役割分担に対する意識改革及び女性の社会参画に関する啓発
- ・町内企業及び団体等への男女共同参画に対する取り組みへの啓発

●町の取組み（主要事業）

- ・男女共同参画に係る意識、実態調査の実施
- ・男女共同参画の普及・啓発
- ・パンフレットの配布
- ・企業における先進事例の情報提供

◆住民の皆さんの取組み

- ・広報あびらや町ホームページ、あびらチャンネルを見て町の動きを知りましょう。
- ・職場や家庭内で男女共同参画について、考えたり話し合う機会を持ちましょう。



基本的方向②

男女共同参画に向けた教育の推進

〈現状と課題〉

- 学校教育においては、人権学習や、家庭科、保健体育、社会科などの教育課程において男女共同参画に関連する教育を進めています。
- 近年全国的に若者の性モラルの低下とそれに伴う性感染症の増加や減少傾向ではありますが、人工妊娠中絶等が問題となっています。そのため、学校教育等において、命や、性別による人権尊重の教育、啓発の充実に努めることが必要です。
- 男女共同参画の推進のためには、女性の社会参画の促進と共に男性の家事、子育て、介護等の家庭生活への参加が必要になります。そのためには男性への家庭生活に関する学習の機会が必要です。
- このことから、学校教育や地域社会、家庭内における男女共同参画に関する学習機会の提供及び充実が必要です。

〈施策項目〉

(1) 学校等における男女共同参画の学習の推進

- 男女共同参画、命や性、人権についての教育の充実
- 教職員に対する研修機会の充実

(2) 家庭内や地域における学習の推進

- 育児、介護等に関する男性への学習機会の拡充、参加促進
- 講演等の学習機会や、ホームページ等を利用した学習機会の提供
- 生涯学習、保健福祉関連講座など、男女共同参画に関する啓発

●町の取組み（主要事業）

- 各種教室、講座の開催
- 子育て支援センター事業
- 地域ネットワーク会議（参加促進）
- 学習機会の提供（各機関、団体の事業）

- ・関連講座における啓発活動

◆住民の皆さんの取り組み

- ・町で主催する各講座に参加してみましょう。
- ・男女共同参画について積極的に学習し理解を深めましょう。



基本的方向③

人権尊重の意識づくり

〈現状と課題〉

- ・女性に対する暴力は、基本的人権を大きく侵害する深刻な問題です。しかし、そのほとんどは家庭内において行われているため潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという場合が多く見受けられます。
- ・また、近年においては女性だけではなく子どもや高齢者に対する虐待や学校における「いじめ」の問題も深刻化しており、各世代において人権に関する意識の醸成が必要です。
- ・このような現状から人権に関する教育の充実や、啓発活動ならびに女性に対する暴力の根絶、犯罪等の未然防止のための取り組みが必要です。

〈施策項目〉

(1) 人権についての学習、啓発

- ・人権に関する町民意識の醸成
- ・各世代における人権教育の充実
- ・人権擁護委員制度の周知及び相談機会の充実

●町の取組み（主要事業）

- ・人権強化週間における住民周知
- ・様々な機会を通じた人権意識の普及・啓発
- ・各種イベントでの街頭啓発
- ・人権に関する情報提供
- ・人権の花運動・人権教室・人権作文コンテスト
- ・地域活動を通じた人権教育の推進
- ・学習機会の提供（各機関、団体の事業）【再掲】
- ・「困りごとなんでも相談会」及び高齢者対象「特設人権・困りごと相談会」の開催
- ・相談会開催周知に併せた人権擁護委員制度の周知

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 相談体制の充実及び自立支援
- 地域での犯罪の未然防止及び早期発見に向けた体制整備
- 関係機関との連携強化

●町の取組み（主要事業）

- 広報誌、パンフレット等を活用した啓発
- 若年層を対象とした予防啓発の充実
- 自立に向けた情報の提供（住宅・援護制度等）
- 相談体制整備（相談窓口の設置、相談担当の資質向上、対応マニュアルの作成等）
- 地域における講演会・学習会の開催
- DV関連等不審者情報の周知
- 庁内関係部署、各相談機関、民生委員、警察との連携

◆住民の皆さんの取組み

- 人権に関する情報提供に目を通し、積極的に学習しましょう。
- 人権侵害や、DV 等に関する相談先を知っておきましょう。
- 人権被害等にあった時や、身近にその疑いがある時は、相談窓口に連絡しましょう。

基本方針Ⅱ

性別に関係なく社会参画できるまちづくり

基本的方向①

政策・方針決定機関への女性参画の推進

〈現状と課題〉

- 全国的に見ると様々な分野において女性参画が進んできているものの、政策・方針決定機関への参画についてはまだ少ない状況にあります。安平町においても同様の状況にあり、背景として男性中心の体系となっていることや、女性に対する男性の意識が問題となっていることが考えられます。
- 一方、女性においては、意思決定機関への参画に対して消極的な傾向も見受けられ、女性参画が進まない原因の一つであると思われます。
- 行政においても、職員に対する男女共同参画に対する意識向上のために研修機会の充実を図り、また、各委員会、審議会などの委員についても女性の参加が少ない現状にあるため、今後女性参画を促進する必要があります。
- 町内各団体、自治会等の活動においては実際には女性が多く活動を担いながらも、役員等への参画状況は少なく女性の意見が反映されづらい状況にあることや、固定的な役割分担意識についても未だに残っていることが予想されます。

〈施策項目〉

(1) 行政における各専門委員会への女性参画の促進

- 専門委員会、行政委員会への女性の積極的な登用
- 女性が意思決定機関への参加意欲を高められるよう啓発

●町の取組み（主要事業）

- 各委員会における女性委員の登用
- 女性登用の推進
- 公募制の推進、周知及び公募基準の明確化
- 庁内における男女参画に係る女性登用の啓発及び推進

(2) 各企業、団体における女性の採用の促進

- ・各企業、団体への女性登用の啓発
- ・女性が意思決定機関への参加意欲を高められるよう啓発（再掲）

●町の取組み（主要事業）

- ・女性登用に関する啓発及び推進
- ・男女共同参画の普及・啓発
- ・パンフレットの配布
- ・企業における先進事例の情報提供
- ・誘致企業会、観光協会、各種団体等を通じた啓発活動
- ・女性登用の推進
- ・公募制の推進、周知及び公募基準の明確化

◆住民の皆さんの取組み

- ・公募や、町からの依頼の機会を通じて積極的に審議会や委員会等に参加しましょう。
- ・企業においては、女性の積極的な採用や役員登用等男女共同参画を意識した職場づくりを進めましょう。
- ・懇談会への参加や、ていあんくんを活用し町へ意見や提案をしましょう。

基本的方向②

男女共同参画に向けた行政の推進（推進計画関係）

〈現状と課題〉

- ・ 市内の執行体制にあっては、男女共同参画が進んでいるとは言えず、町内企業や地域団体などの男女共同参画推進のためのモデル事業所となるよう、女性の管理職登用や女性職員の積極的な採用など、行政の率先した取組を進めなければなりません。
- ・ 行政においても男女共同参画に対する意識向上のために研修機会の充実や、様々な制度等の充実と周知、また、その制度の活用促進に努めなければなりません。

〈施策項目〉

（１）女性の役職への登用推進

- ・ 管理職層への積極的な女性登用

●町の取組み（主要事業）

- ・ 管理職への登用促進
- ・ 職員の管理職登用に向けた研修の実施

（２）町職員の男女共同参画に対する意識の向上

- ・ 男女共同参画に関する研修の実施
- ・ 制度の充実及び制度の活用促進
- ・ 女性サミットの開催、女性団体の組織化及び支援

●町の取組み（主要事業）

- ・ 男女共同参画に係る学習会の実施
- ・ 育児、介護休業代替要員確保制度
- ・ 各種制度の再周知及び活用促進

◆住民の皆さんの取り組み

- 就業先で活用できる制度等について理解し、積極的に利用しましょう。
- 町内各企業においても行政と一体となり協力しながら男女共同参画の職場づくりを心がけましょう。
- 町内各企業においても、行政の取り組みと同様に企業内での制度周知及び活用促進に努めましょう。



基本的方向③

就労の場における環境の整備（推進計画関係）

〈現状と課題〉

- わが国においては、男性は仕事、女性は家庭を守るといった固定的な役割分担意識が根強く残っていますが、性別に関わりなく就労の場に進出し活躍できる機会が必要です。
- 就労の場において、男女が共に均等な機会と待遇の確保が図られるよう企業に対しても制度の周知及び啓発活動が必要です。
- 固定的な役割分担意識により、男性よりも女性が非正規雇用の対象になりやすく、出産等により一度退職した女性の再就職も難しく、再就職しても非正規雇用とならざるを得ない場合も多いのが現状です。そのため、女性の再就職や非正規から正規雇用への転換を希望する方への相談支援体制の整備も課題となっています。

〈施策項目〉

（１）男女の均等な待遇、雇用環境の確保

- 男女共同参画社会基本法、その他制度等の周知
- 町内企業等（事業主）に対し男女共同参画の啓発

●町の取組み（主要事業）

- 男女共同参画に関する法令・制度改正の周知
- 特定事業主に対する次世代育成支援対策推進法[※]に基づく行動計画策定の義務付け
- 男女共同参画の普及・啓発
- 商工会、誘致企業会、観光協会を通じた啓発活動
- 人事監理委員会との連携による風通しの良い職場づくりの周知、啓発

（２）女性の多様な働き方への支援

- 女性の様々な働き方についての環境整備に向けた啓発及び情報収集、提供
- 女性の就労相談等における各機関との連携
- 女性の就業や能力向上に関する情報提供及び研修機会の拡大

[※]次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主に、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるもの。

●町の取組み（主要事業）

- ・ 保育サービスの充実・放課後の居場所整備
- ・ 女性の多様な働き方についての情報収集、提供
- ・ 保育サービスの充実・放課後の居場所整備
- ・ 雇用相談窓口の設置（通年）
- ・ 求人情報の提供
- ・ 女性の就労、再就職に向けた支援

◆住民の皆さんの取組み

- ・ 就業や能力向上研修会に積極的に参加しましょう。
- ・ 多様な働き方について情報収集を行い、男女の性別に関わりなく就労できるよう自分にあった働き方を見つけましょう。
- ・ 企業においては、男女の性別に関わりなく働ける職場づくりを心がけ、女性の能力向上に協力、支援しましょう。



基本的方向④

男女の仕事と家庭生活の両立の支援

〈現状と課題〉

- ・育児や介護については、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化が進む中、地域や社会全体で支援することが重要となります。しかしながら、現状としては女性に偏っている場合が多く、より一層の男性の家庭生活への参加が必要です。
- ・仕事と生活の調和が企業の生産性の向上や、社会・経済の活性化に役立つものであるという理解が不十分であり、今後必要性に関する啓発活動などの効果的な取り組みが必要です。
- ・根強い固定的役割分担が存在する中、男性の職場中心のライフスタイルからの転換が進んでおらず、今後長時間労働の抑制や、年次有給休暇取得促進など男性の家庭への参画を進めなければなりません。
- ・保育サービスの充実や、子育て支援の拡充などが進められており、安平町についてもはやきた子ども園・おいわけ子ども園において、幼児教育及び保育を総合的に提供するとともに放課後児童クラブなどの学童保育を行っています。今後一層のサービスの充実が求められています。
- ・昨今の不況により、家庭の経済事情も厳しく、育児や介護に係る経済的負担も大きく、負担軽減に向けた経済的支援の充実が必要です。

〈施策項目〉

（１）家庭への男女共同参画の促進

- ・男性の家庭生活への参加啓発
- ・父母の母子保健事業への参加促進

●町の取組み（主要事業）

- ・各学習会及び育児講座への参加啓発
- ・乳幼児健診・パパママ教室（一部夜間開催）

（２）ワークライフバランス（仕事と生活の調和）^{vi}の啓発・推進

- ・ワークライフバランスの社会的気運の醸成に向けた啓発
- ・育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発
- ・長時間労働の抑制や年次有給休暇取得促進

^{vi} ワークライフバランス（仕事と生活の調和）：仕事、家庭生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

●町の取組み（主要事業）

- ・ワークライフバランスについての情報収集、提供
- ・保育サービスの充実・放課後の居場所整備
- ・両立支援制度についての情報提供
- ・男女共同参画に関する法令・制度改正の周知
- ・企業における先進事例の情報提供

（３）育児・介護の支援体制の充実

- ・保育環境の充実（乳児保育、休日保育、一時預り、延長保育、病児保育）
- ・育児（介護）休業代替要員の確保対策
- ・家庭に応じた経済的支援の充実

●町の取組み（主要事業）

- ・保育サービスの充実
- ・子ども園における休日、一時預り保育
- ・休暇代替要員に関する情報提供（行政においての取組内容の公表）
- ・地域ぐるみで子育て支援（子育て家庭への経済的支援）
- ・家庭状況に応じた経済的支援、内容周知

◆住民の皆さんの取組み

- ・男性も積極的に家事、育児に取り組みましょう。
- ・地域ぐるみで子育てができるような体制づくりに積極的に取り組みましょう。
- ・町などが主催する子育て教室に積極的に参加しましょう。
- ・仕事と生活の調和を日頃から意識して、家庭や子どもと過ごす時間を増やしましょう。

基本方針Ⅲ

地域で支え合い安心して暮らせるまちづくり

基本的方向①

相談・支援体制の充実

〈現状と課題〉

- ・様々な相談事例に応じて、各担当課において個別に相談に応じていますが、相談者の課題によっては様々な分野にまたがっている場合があり、男女共同参画の視点から包括的に対応できる窓口及び体制の整備が必要となります。
- ・内容によっては専門的知識が必要であり、町において対応が困難な事案については、適切かつ迅速な対応ができるよう、専門機関などと連携を強化する必要があります。

〈施策項目〉

(1) 相談窓口の設置・支援体制の整備

- ・男女共同参画に関することや、様々な悩みについて相談できる窓口の設置
- ・相談窓口と各課との連携による包括的な対応ができる体制整備

●町の取組み（主要事業）

- ・総合的な相談窓口（ワンストップ窓口）の設置
- ・相談窓口と各担当課の連携体制整備

(2) 専門機関との連携による対応

- ・専門的知識を必要とする事案等に対応するための体制整備
- ・庁内において、適切な支援へ結びつける体制整備

●町の取組み（主要事業）

- ・相談窓口職員に対する相談員研修（学習会）の実施
- ・相談事例に応じた各専門機関との連携体制の構築

◆住民の皆さんの取り組み

- ・小さなことでも悩み事がある場合はすぐ役場に相談しましょう。



基本的方向②

生涯にわたる総合的な支援体制の推進

〈現状と課題〉

- ・女性とは異なる身体上の特性から健康上の様々な問題に直面することがあり、男女が互いの特性を理解するとともに女性の乳幼児期から高齢期までの各段階における健康上の課題に留意し、一層の健康の保持増進が求められています。
- ・また女性は、妊娠、出産を経験する場合もあり妊娠出産期における様々な制度の周知や制度の活用促進に向けた啓発活動を進める必要があります。
- ・昨今の厳しい経済状況の中、以前から問題となっているひとり親世帯や単身世帯については、自ら生計を維持する必要性が増しつつあり、そのための総合的な支援体制の充実が求められています。

〈施策項目〉

(1) 健康づくりの推進

- ・男女の身体上の特性に関する理解の啓発
- ・各種健診、健康診査の充実
- ・健康教室、健康指導、介護予防事業の推進
- ・禁煙指導、受動喫煙防止対策の推進

●町の取組み（主要事業）

- ・学校、家庭、地域が一体となった体験活動
- ・各種健診の実施及び健診事後指導
- ・学校（職員含む）の定期健康診断の実施
- ・子ども園での年2回の定期健康診断の実施
- ・各種健康講座・健康教室の開催
- ・介護予防教室
- ・庁舎内の全面禁煙

(2) ひとり親世帯及び単身世帯における支援

- ・事業者、就労者への制度取得に関する啓発（産前・産後休暇、育児介護休業等）
- ・ひとり親家庭、単身世帯への総合的支援（経済、住居、医療、保育）

●町の取組み（主要事業）

- ・事業主及び就労者に対する休業制度等の周知、啓発及び制度取得の促進
- ・支援制度内容の周知
- ・就学援助
- ・ひとり親家庭支援（自立、生活、就労、再就職）

◆住民の皆さんの取組み

- ・各種健診の受診や健康教室への参加を通じ生涯の健康について考えましょう。
- ・愛煙家の皆さんは、受動喫煙の防止等に配慮しましょう。
- ・妊娠、出産による退職が当たり前と思わず、産前、産後休暇や育児休業などの制度を積極的に活用しましょう。
- ・企業においては妊娠、出産期の職員に配慮し、制度を取得しやすい職場づくりを心がけましょう。

基本的方向③

生涯学習の推進、充実

〈現状と課題〉

- ・安平町では、生涯学習講座を開催するとともに、文化活動やスポーツ活動に対して公共施設などの提供を行っており、今後についても一層の学習機会の提供及び充実を進めていかなければなりません。
- ・男性については長い期間にわたる就労の中で、余暇活動などを自ら進んで行うことがなかった退職者について、定年を迎えた以後の生活においても生きがいを見いだせない状態になる傾向があります。
- ・女性についても家庭生活において育児や介護の負担が大きく、リフレッシュの機会が持ちづらいことなどが指摘されています。
- ・このことから、男女が共に生きがいを追求できるような支援体制が必要となります。

〈施策項目〉

(1) 学習機会の提供、充実

- ・生涯学習講座の開催
- ・様々な分野における人材育成のための研修、体験事業の推進、支援
- ・生きがい活動等に対する支援

●町の取組み（主要事業）

- ・生涯学習フェスティバルの実施
- ・社会教育事業企画検討会
- ・各種リーダー養成講座及び研修
- ・高齢者大学

(2) 町内各施設の活用促進

- ・各種施設での行事、取り組みについての情報提供
- ・スポーツ行事、文化芸術イベント等の活発な開催

●町の取組み（主要事業）

- ・生涯学習だよりの発行
- ・軽スポーツ普及事業の開催

◆住民の皆さんの取組み

- ・各種研修や生涯学習講座へ積極的に参加しましょう。
- ・持っている知識や技術を生かし地域活動などへ貢献しましょう。
- ・生涯学習だよりに目を通し、各種文化・スポーツ事業へ積極的に参加しましょう。



基本的方向④

地域における男女共同参画の促進

〈現状と課題〉

- ・地域を豊かで活力あるものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められます。
- ・このため誰もが生きがいをもって地域活動へ参加できるよう、意識啓発をはじめ、地域活動に関する情報提供の充実を図る必要があります。
- ・また、地域において男女が支え合い、安心して暮らせる社会を構築するため、団体役員等への女性の参画を促進する必要があります。

〈施策項目〉

(1) 地域活動への男女共同参画促進

- ・男女共同参画の意識啓発
- ・コミュニティ活動及びイベント等の情報提供

●町の取組み（主要事業）

- ・各種地域活動における男女共同参画に関する研修会等の開催
- ・自治会長等会議、町政懇談会を通じ啓発
- ・各種地域活動に関する情報及び参画機会の提供

(2) 地域活動における女性参画の促進

- ・自治会等役員への積極的な女性登用
- ・女性サミットの開催、女性団体の組織化及び支援
- ・女性の人材育成の促進

●町の取組み（主要事業）

- ・地域における女性役員等の登用に関する啓発
- ・あびら女性の集い、安平町婦人団体連絡協議会支援
- ・女性団体への活動支援

- ・地域リーダー養成に向けた研修会等の開催

◆住民の皆さんの取組み

- ・男女が共に地域活動に参加できる体制を整えましょう。
- ・自治会等役員や地域団体役員への女性の積極的な登用を進めましょう。
- ・地域活動を通じて男女共同参画を進めましょう。



資 料 編

実施事業一覧

【基本方針Ⅰ】男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
①男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進		（１）広報、町ホームページ等による情報提供及び啓発	広報あびら、町ホームページ等より、男女共同参画に関する情報提供、啓発	広報あびら、町ホームページ、あびらチャンネルを活用した啓発活動、情報提供	総務課 情報G
		（２）情報収集・提供の充実	男女共同参画について国、北海道、他地域の最新情報、制度等の情報提供	男女共同に係る推進状況の把握及び情報提供	地域推進課 地域推進G
				先進事例の調査、把握及び情報提供	地域推進課 地域推進G
			様々な媒体や機会を活用しての啓発	啓発用パンフレットの作成	地域推進課 地域推進G
		（３）性別的な役割分担に対する意識の見直し	固定的役割分担に対する意識改革及び女性の社会参画に関する啓発	男女共同参画に係る意識、実態調査の実施	地域推進課 地域推進G
			町内企業及び団体等への男女共同参画に対する取り組みへの啓発	男女共同参画の普及・啓発	地域推進課 地域推進G
				パンフレットの配布	地域推進課 地域推進G
				企業における先進事例の情報提供	地域推進課 地域推進G
②男女共同参画に向けた教育の推進		（１）学校等における男女共同参画の学習の推進	男女共同参画、命や性、人権についての教育の充実	明日の親となる中学生の子育て講座	教育委員会 社会教育 G
			教職員に対する男女共同参画の意識啓発	教職員に対する啓発活動	教育委員会 学校教育 G
		（２）家庭内や地域における学習の推進	育児、介護等に関する男性への学習機会の拡充、参加促進	パパママ教室	健康福祉課 健康推進 G
				子育て支援センター事業	教育委員会 子育て支援 G

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
②男女共同参画に向けた教育の推進		（２）家庭内や地域における学習の推進	育児、介護等に関する男性への学習機会の拡充、参加促進	地域ネットワーク会議（参加促進）	健康福祉課 国保・介護 G
			講演等の学習機会や、ホームページ等を利用した学習機会の提供	家庭教育講座	教育委員会 社会教育 G
			生涯学習、保健福祉関連講座など、男女共同参画に関する啓発	学習機会の提供（各機関、団体の事業）	地域推進課 地域推進 G
				妊娠期子育て講座、幼児期の子どもを持つ親のための子育て講座、就学時健診等を活用した子育て講座、思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	教育委員会 社会教育 G
				関連講座における啓発活動	各講座担当課
③人権尊重の意識づくり		（１）人権についての学習・啓発	人権に関する町民意識の醸成	人権強化週間における住民周知	健康福祉課 福祉 G
				様々な機会を通じた人権意識の普及・啓発	健康福祉課 福祉 G
				各種イベントでの街頭啓発	健康福祉課 福祉 G
				人権に関する情報提供	健康福祉課 福祉 G
			各世代における人権教育の充実	人権の花運動・人権教室・人権作文コンテスト	健康福祉課 福祉 G
				地域活動を通じた人権教育の推進	健康福祉課 福祉 G
				学習機会の提供（各機関、団体の事業） ※再掲	地域推進課 地域推進 G

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
③人権尊重の意識づくり		（１）人権についての学習・啓発	人権擁護委員制度の周知及び相談機会の充実	「困りごとなんでも相談会及び高齢者対象「特設人権・困りごと相談会」の開催	健康福祉課 福祉 G
				相談会開催周知に併せた人権擁護委員制度の周知	健康福祉課 福祉 G
				地域における身近な相談体制の確立	健康福祉課 福祉 G
	重点項目	（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶	暴力の根絶に向けた意識啓発	広報誌、パンフレット等を活用した啓発	健康福祉課 福祉 G
				若年層を対象とした予防啓発の充実	健康福祉課 福祉 G
			相談体制の充実及び自立支援	相談窓口の設置（担当課における緊急相談窓口）	健康福祉課 福祉 G
				自立に向けた情報の提供（住宅・援護制度等）	健康福祉課 福祉 G
				相談担当職員の資質向上	健康福祉課 福祉 G
				相談対応マニュアルの作成	健康福祉課 福祉 G
			地域での犯罪の未然防止及び早期発見に向けた体制整備	地域における講演会・学習会の開催	地域推進課 地域推進 G
				相談対応マニュアルの作成 ※再掲	健康福祉課 福祉 G
				不審者情報の周知	総務課 情報 G
			関係機関との連携強化	庁内関係部署、各相談機関、民生委員、警察との連携	各担当課

【基本方針Ⅱ】性別に関係なく社会参画できるまちづくり

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
①政策・方針決定機関への女性参画の推進	重点項目	(1) 行政における各専門委員会への女性参画の促進	専門委員会、行政委員会への女性の積極的な登用	各委員会における女性委員の登用	各担当課
				女性登用の推進	総務課 総務G
				公募制の推進、周知及び公募基準の明確化	総務課 総務G
				庁内における男女参画に係る女性登用の啓発	総務課 総務G
			女性が意思決定機関への参加意欲を高められるよう啓発	女性登用の推進 ※再掲	総務課 総務G
				公募制の推進、周知及び公募基準の明確化 ※再掲	総務課 総務G
		(2) 各企業、団体における女性の採用の促進	各企業、団体への女性登用の啓発	女性登用に関する啓発及び推進	地域推進課 地域推進G
				男女共同参画の普及・啓発 ※再掲	地域推進課 地域推進G
				パンフレットの配布 ※再掲	地域推進課 地域推進G
				企業における先進事例の情報提供 ※再掲	地域推進課 地域推進G
				誘致企業会、商工会を通じた啓発活動 観光協会を通じた啓発活動	政策推進課 政策推進G 産業経済課 商工労働観光G
			女性が意思決定機関への参加意欲を高められるよう啓発（再掲）	女性登用の推進 ※再掲	地域推進課 地域推進G
				公募制の推進、周知及び公募基準の明確化 ※再掲	地域推進課 地域推進G

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
②男女共同参画に向けた行政の推進	重点項目	（１）女性の役職への登用促進	管理職層への積極的な女性登用	管理職への登用促進	総務課 総務G
				職員の管理職登用に向けた研修の実施	総務課 総務G
	重点項目	（２）町職員の男女共同参画に対する意識の向上	男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画に係る学習会の実施、各講演会等への参加	総務課 総務G
				育児、介護休業代替要員確保制度	総務課 総務G
			制度の充実及び制度の活用促進	各種制度の再周知及び活用促進	総務課 総務G
③就労の場における環境の整備（推進計画関係）		（１）男女の均等な待遇、雇用環境の確保	男女共同参画基本法、その他制度等の周知	男女共同参画に関する法令・制度改正の周知	地域推進課 地域推進G
			町内企業等（事業主）に対し男女共同参画の啓発	特定事業主に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の義務付け	地域推進課 地域推進G
				男女共同参画に関する法令・制度改正の周知	地域推進課 地域推進G
				男女共同参画の普及・啓発 ※再掲	地域推進課 地域推進G
				誘致企業会、商工会を通じた啓発活動 観光協会を通じた啓発活動	政策推進課 政策推進G 産業経済課 商工労働観光G
	重点項目	（２）女性の多様な働き方への支援	女性の様々な働き方についての環境整備に向けた啓発及び情報収集	保育サービスの充実・放課後の居場所整備	教育委員会 子育て支援G
				女性の多様な働き方についての情報収集、提供	地域推進課 地域推進G
			女性の就労相談等における各機関との連携	保育サービスの充実・放課後の居場所整備 ※再掲	教育委員会 子育て支援G

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
③就労の場における環境の整備	重点項目	（２）女性の多様な働き方への支援	女性の就労相談等における各機関との連携	雇用相談窓口の設置（通年）	産業経済課 商工労働観光G
				求人情報の提供	産業経済課 商工労働観光G
			女性の就業や能力向上に関する情報提供及び、研修機会の拡大	女性の就労、再就職に向けた支援	地域推進課 地域推進G
④男女の仕事と家庭生活の両立の支援		（１）家庭への男女共同参画の促進	男性の家庭生活への参加啓発	各学習会及び育児講座への参加啓発	各担当課
			父母の母子保健事業への参加促進	乳幼児健診・パパママ教室（一部夜間開催）	健康福祉課 健康推進G
		（２）ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の啓発、推進	ワークライフバランスの社会的気運の醸成に向けた啓発	ワークライフバランスについての情報収集、提供	地域推進課 地域推進G
			育児、介護休業等の両立支援制度の周知啓発	保育サービスの充実・放課後の居場所整備	教育委員会 子育て支援G
				両立支援制度についての情報提供	地域推進課 地域推進G
			長時間労働の抑制や年次有給休暇取得促進	男女共同参画に関する法令・制度改正の周知 ※再掲	地域推進課 地域推進G
				企業における先進事例の情報提供 ※再掲	地域推進課 地域推進G
	重点項目	（３）育児、介護の支援体制の充実	保育環境の充実（乳児保育、休日保育、一時預り、延長保育、病児保育）	保育サービスの充実・放課後の居場所整備 ※再掲	教育委員会 子育て支援G
				子ども園における休日、一時預り保育	教育委員会 子育て支援G

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
④男女の仕事と家庭生活の両立の支援	重点項目	（３）育児、介護の支援体制の充実	育児（介護）休暇代替要員の確保対策	休暇代替要員に関する情報提供（行政においての取組内容の公表）	総務課 総務G
			家庭に応じた経済的支援の充実	地域ぐるみで子育て支援	教育委員会 子育て支援G
				家庭状況に応じた経済的支援	各担当課
				経済的支援制度内容の周知	地域推進課 地域推進G

【基本方針Ⅲ】地域で支え合い安心して暮らせるまちづくり

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
①相談・支援体制の充実		（１）相談窓口の設置・支援体制の整備	男女共同参画に関することや、様々な悩みについて相談できる窓口の設置	総合的な相談窓口（ワンストップ窓口）の設置	地域推進課 地域推進G
			相談窓口と各課との連携による包括的な対応ができる体制整備	相談窓口と各担当課の連携体制整備	地域推進課 地域推進G
		（２）専門機関との連携による対応	専門的知識を必要とする事案等に対応するための体制整備	相談窓口職員に対する相談員研修（学習会）の実施	地域推進課 地域推進G
			庁内において、適切な支援へ結び付ける体制整備	相談事例に応じた各専門機関との連携体制の構築	地域推進課 地域推進G
	重点項目	（１）健康づくりの推進	男女の身体上の特性に関する理解の啓発	学校、家庭、地域が一体となった体験活動の充実	教育委員会 学校教育 G
			各種健診、健康診査の充実	乳幼児健診・特定健診・後期高齢者健診・結核検診・各種がん検診	健康福祉課 健康推進 G
				企業健診の推進（啓発）	地域推進課 地域推進G
				学校（職員含む）の定期健康診断の実施	教育委員会 学校教育 G
				子ども園での年２回の定期健康診断の実施	教育委員会 子育て支援 G
			健康教室、健康指導、介護予防事業の推進	健康講座・健診事後指導	健康福祉課 健康推進 G
				足腰しゃんしゃん教室	健康福祉課 国保・介護 G
			禁煙指導、受動喫煙防止対策の推進	庁舎内の全面禁煙	総務課 総務G

基本的方向	重点区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
②生涯にわたる総合的な支援体制の充実	重点項目	(2) ひとり親世帯及び単身世帯における支援	事業者、就労者への制度取得に関する啓発（産前・産後休暇、育児介護休業等）	事業主及び就労者に対する休業制度等の周知、啓発及び制度取得の促進	地域推進課 地域推進G
			ひとり親家庭、単身世帯への総合的支援（経済、居住、医療、保育）	支援制度の周知	地域推進課 地域推進G
				就学援助	教育委員会 学校教育 G
				ひとり親家庭支援（自立、生活、就労、再就職）	教育委員会 子育て支援 G 健康福祉課
③生涯学習の推進	(1) 学習機会の提供・充実	生涯学習講座の開催		生涯学習フェスティバルの実施	教育委員会 社会教育 G
				社会教育事業企画検討会	教育委員会 社会教育 G
		様々な分野における人材育成のための研修、体験事業の推進、支援		子育てサポーターリーダー養成講座、胆振管内女性リーダー養成研修派遣事業	教育委員会 社会教育 G
				生きがい活動等に対する支援	教育委員会 社会教育 G
	(2) 町内各施設の活用促進		各種施設での行事、取り組みについての情報提供	生涯学習だよりの発行	教育委員会 社会教育 G
			スポーツ行事、文化交流イベント等の活発な開催	軽スポーツ普及事業の開催	教育委員会 社会教育 G
④地域における男女共同参画の促進		(1) 地域活動への男女共同参画促進	男女共同参画の意識啓発	各種地域活動における男女共同参画に関する研修会等の開催	地域推進課 地域推進G
				自治会長会議、町政懇談会を通じ啓発	地域推進課 地域推進G

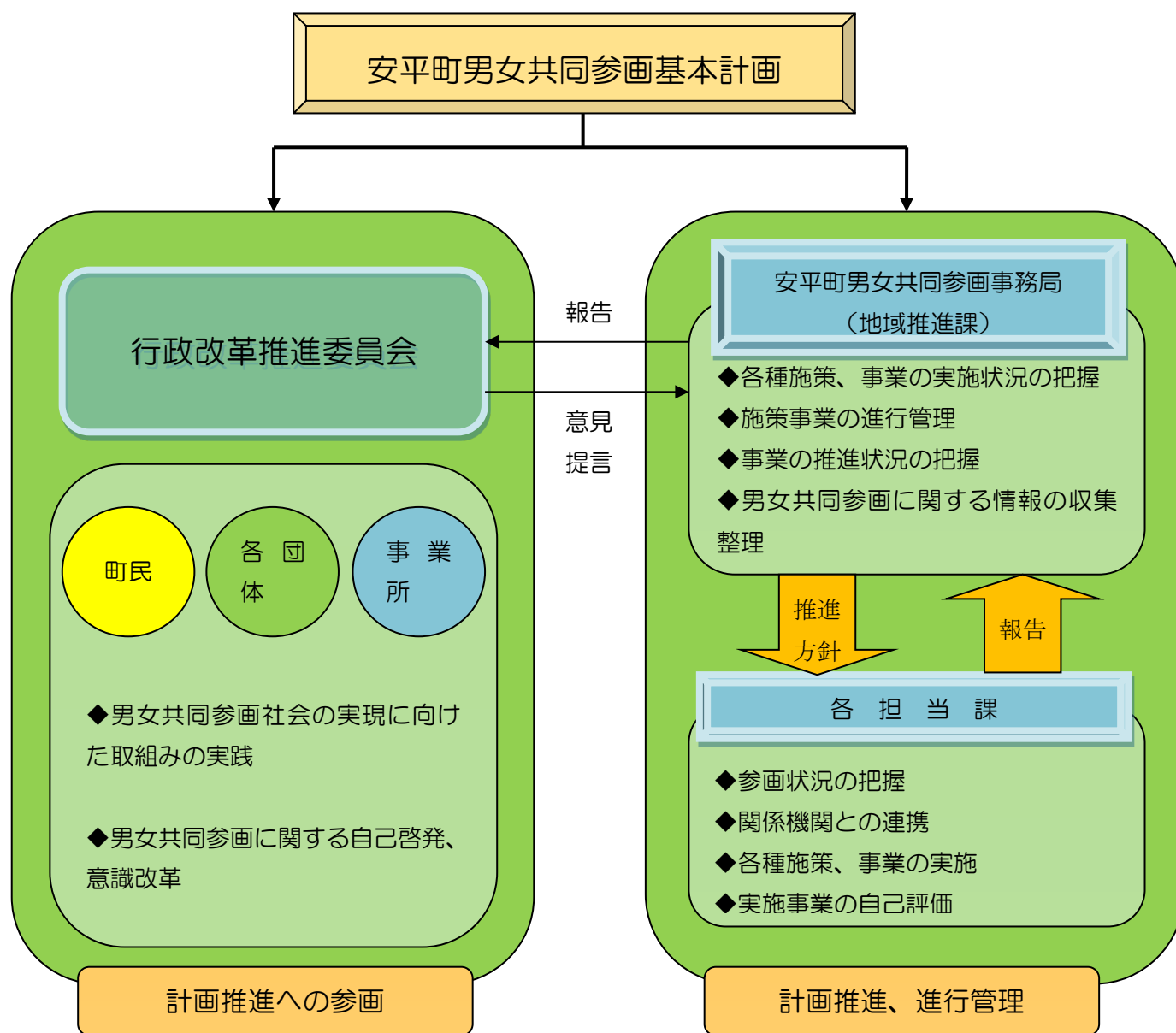
基本的方向	重点 区分	施策項目	施策	実施（予定）事業	担当
④地域における男女共同参画の促進	重点 項目	（１）地域活動への男女共同参画促進	コミュニティ活動及びイベント等の情報提供	各種地域活動に関する情報及び参画機会の提供	各担当課
		（２）地域活動における女性登用の促進	自治会役員等への積極的な登用促進	地域における女性役員等の登用	地域推進課 地域推進G
			女性サミットの開催、女性団体の組織化及び支援	あびら女性の集い、安平町婦人団体連絡協議会支援	教育委員会 社会教育 G
				女性団体への活動支援	地域推進課 地域推進G
			女性の人材育成の促進	地域リーダー養成に向けた研修会等の開催	地域推進課 地域推進G

用語説明

育児介護休業法	育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護をしやすいようにするため講ずべき措置を定めている。
次世代育成支援対策法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主に、「一般事業主行動計画」を策定を義務付けるもの。
セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）	時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動
男女共同参画社会基本法	P.3参照
男女共同参画社会基本法第14条第3項	市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本計画を定めるように努めなければならない。
DV（ドメスティックバイオレンス）	〃夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DVに含まれます。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（改正DV防止法）	配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けている人を保護するもので、被害者の一時保護・支援等を行う「配偶者暴力相談支援センター」の設置や、被害者への接近禁止などの「保護命令制度」等の規定が設けられている。
ライフスタイル	生活様式、暮らし方。
仕事と生活の調和	仕事、家庭生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、協働で計画の推進に努めます。



安平町男女共同参画基本計画策定経過

日 時	事 項	内 容
平成23年2月3日	男女共同参画基本計画検討会	- 計画案の説明 - 計画案の内容協議
平成23年2月4日～	各課事業ヒヤリング	計画策定に係る事業の抽出
平成23年3月17日	安平町行政改革推進協議会	計画策定に係る中間報告
平成23年3月18日	安平町行政改革推進委員会	計画策定に係る中間報告
平成23年6月16日	男女共同参画基本計画検討会	- 事業ヒヤリング結果報告 - 重点項目（事業）の検討
平成23年6月24日	庁内会議	計画案概要説明
平成23年7月21～ 8月22日	計画案に係るパブリックコメントの実施	提出意見 2名 7件
平成23年8月29日	安平町行政改革推進協議会	- パブリックコメント結果報告 - 計画案内容確認
平成23年8月30日	安平町行政改革推進委員会	- パブリックコメント結果報告 - 計画案内容確認
平成29年9月1日～	第2次計画の協議	
平成29年11月15日	第1次計画の総括	- H28 決算、H29 予算 - 事業内容の洗い出し
平成30年2月28日	安平町行政改革推進委員会	計画の延長 (町長選挙における)
平成30年8月22日	男女共同参画基本計画検討会	第2次安平町男女共同基本計画の策定について
平成30年8月27日	安平町行政改革推進委員会	計画策定に係る中間報告
平成31年2月20日～ 3月13日	計画案に係るパブリックコメントの実施	提出意見 名 件

安平町男女共同参画基本計画

発行/安平町 編集/総務課

発行年月：平成 31 年 月

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

TEL 0145-22-2511

FAX 0145-22-2026

URL <http://www.town.abira.lg.jp/>